

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育受講報告

フィールド科学系部門 氏名 積山 嘉昌

1. はじめに（目的等）

高所の作業現場では、墜落を制止するための保護具として、安全带（U字つり型・胴ベルト型）がJIS規格の整備により使用されてきた。2002年の構造規格の改正でフルハーネス型も新たに規格化され現在に至っているが、国際規格ではフルハーネス型のみ認められている。

従来使用している安全带は、墜落時の衝撃による内蔵の損傷、胸部の圧迫等による危険視が指摘され、2019年2月より、高所作業で使用する保護具はフルハーネス型を原則とし、ワークポジショニング用器具は墜落制止用器具とはみなさない事となった。高さ2m以上の箇所でフルハーネス型の物を行う作業に係る業務に就くものには特別教育の受講が義務付けられた。

2022年2月より法改正が施行されることに伴い受講した。

2. 期間・場所

期間：令和3年7月2日（金）

場所：広島県労働基準協会志和教習所（東広島市志和町七条椀坂 10493-250）

3. 参加者等

41名

4. 研修内容

8：50～14：35 学科

- ・作業に関する知識
- ・墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る以下同じ）に関する知識
- ・労働災害の防止に関する知識
- ・関係法令

14：40～16：10 実技

- ・墜落制止用器具（フルハーネス）の着脱方法
- ・仮足場での使用方法
- ・模擬落下の宙吊り体験

5. まとめと感想

いい加減な装着で大惨事になることや、意外に2m前後からの墜落死亡事故が多いことを教わった。今後の業務において、畜舎等施設の高所に実験研究器具等の取り付けに対し、安全を期して正しく行いたい。またフルハーネス型の選定方法について教わりとても有意義な時間であった。